

経理の窓



平成20年2月1日号

今年も新型インフルエンザの流行が心配されています。昨年の夏の酷暑とは、反対に厳しい寒さが続きますね。暦の上では、春ですが、風邪にも、花粉にもご用心ください。

今月の税務

- 法人** : 12月決算法人の確定申告と納税
- 地方税** : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付
- 個人** : 贈与税、所得税の確定申告（3月17日まで）

市・県民税の住宅ローン控除の手続きについて

確定申告の時期になりました。申告受付期間は、2月18日から3月17日までです。昨年度と比べて変更になったおもな事項は、下記の3つです。

1. 所得税の税率が変更になっています。また定率減税は廃止されました。
2. 地震保険料控除が創設されました。従前の短期損害保険料控除は、廃止されました。
3. 市・県民税について、税源移譲の実施に伴う住宅借入金等特別控除額の特例措置が創設されました。

市・県民税の住宅ローン控除の手続き等について、市区町村から公開されています。適用を受けるには、毎年申告が必要です。（本年は、3月17日までです。）
詳細は、市区町村窓口におたずねください。

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 必要書類 | 「市町村税及び都道府県税住宅借入金等特別税額控除申請書」 |
| | 配布場所 市区町村窓口や市区町村のホームページ |
| | 年末調整で住宅ローン控除を受けている方 源泉徴収票 |
| | 確定申告で住宅ローン控除を受ける方 確定申告書、計算明細書 |
| 適用される方 | 平成18年末までに入居された方で 住宅借入金等特別控除額＞所得税額の方 |
| 提出先 | 平成20年1月1日現在の住所地の 確定申告をされる方は、市区町村あるいは所轄税務署 確定申告をされない方は、市区町村 |

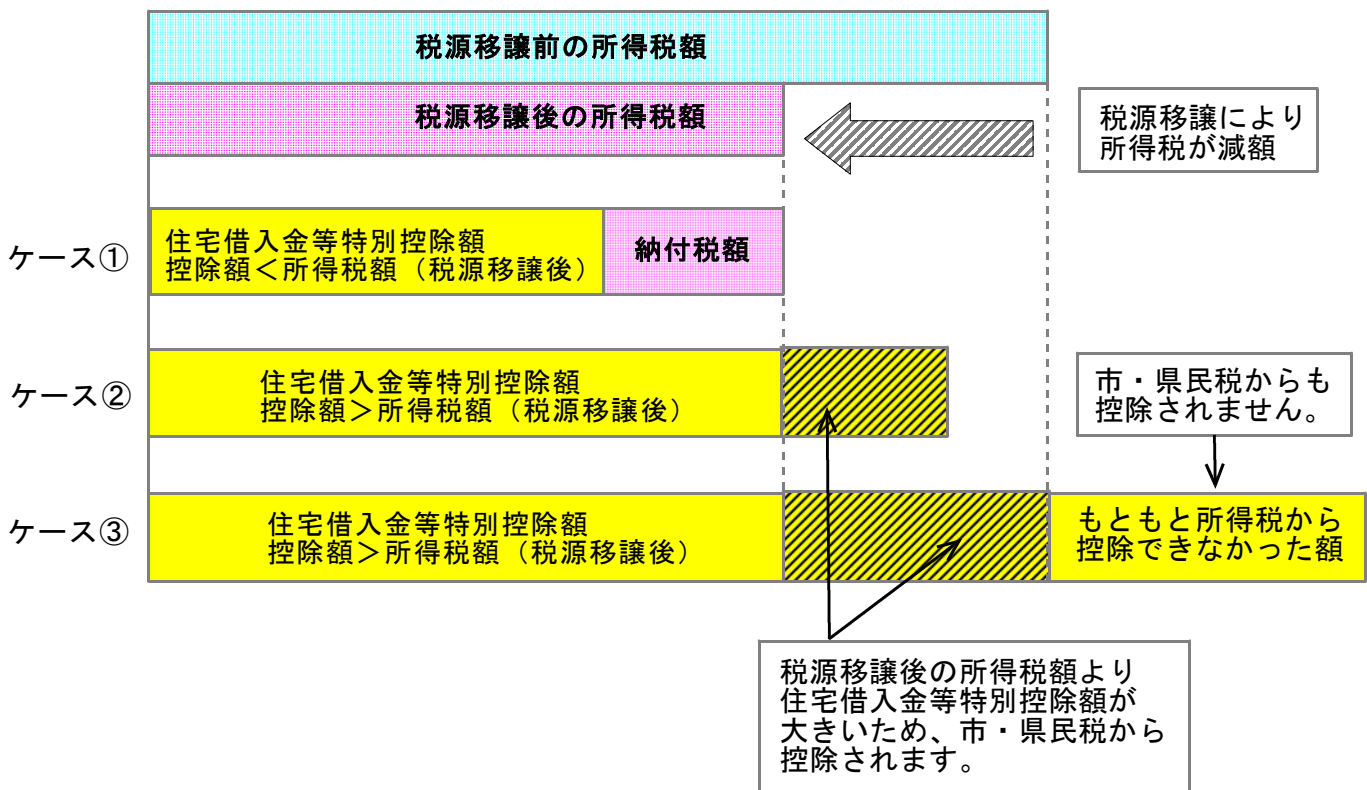
〈計算方法〉

年末調整で住宅ローン控除を受けられた方で、市・県民税の住宅ローン控除の適用があるかどうかは、源泉徴収票の摘要欄の記載をみるとわかります。

所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除の額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されています。（下の図のケース②又は③に該当）住宅借入金等特別控除額のすべてを控除した場合には、「居住開始年月日」だけが記載されています。（下の図のケース①に該当）

市・県民税で控除可能な額は、「住宅借入金等特別控除可能額」と「住宅借入金等特別控除の額」との差額になります。ただし、控除される額は、税源移譲前の所得税額と税源移譲後の所得税額の差額が限度となります。

ケース②と③の場合、市・県民税において控除が受けられます。



確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。

有限会社 たべい

電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844